

# 『メモリアルトネ』の施設利用について

広域利根斎場組合

平成29年11月7日

## 1. 施設利用の予約受付（電話予約のみ受付）

- ①火葬、葬祭場等の利用予約は、電話でお受けしています。
- ②仮予約は、お受けしません。
- 《受付時間》
- |                    |                                |
|--------------------|--------------------------------|
| 葬祭場を通夜で使用しない日及び休業日 | 午前8時30分から午後5時15分まで             |
| 葬祭場を通夜で使用する日       | 通夜閉式が午後8時まで 午前8時30分から午後7時30分まで |
|                    | 通夜閉式が午後9時まで 午前8時30分から午後8時30分まで |
- ③斎場の休業日は、1月1日、1月2日、その他必要と認める日です。ただし、電話による予約、問合せ等には対応しています。
- ④火葬業務は、友引の日は行いません。
- ⑤葬祭場の貸出しは、友引の日の前日の通夜及び友引の日の告別式については行いません。
- ⑥役所への**死亡届は、前日の午前中まで**にしてください。
- ⑦待合室を使用しないときは、火葬の予約時にその旨を伝えていただき、その後において使用しなくなった場合は、午前中までにご連絡ください。
- ⑧**暴力団・暴力団関係者の使用制限、停止またはその許可を取り消すことがあります。**

## 2. 死亡届の提出（市町村戸籍担当窓口へ）

- ①市役所(町村役場)に死亡届をして、「火葬許可証」の交付を受けてください。届出は、死亡者の死亡地、本籍地又は申請人の住所地の市町村にすることができます。  
(届出前に、火葬場の予約が必要です。)
- ②構成市町(加須市・久喜市・幸手市・宮代町)では、火葬許可証の交付に合わせて、「メモリアルトネ施設使用許可申請書」の用紙をお渡ししております。
- ③構成市町以外に届出する場合は、交付された**「火葬許可証」**を**メモリアルトネにFAX送信**してください。

## 3. 事務所での手続き等

- ①利用当日、施設を使用する前に、メモリアルトネ施設の使用許可申請手続きをしてください。  
○手続きに必要なもの  
1. メモリアルトネ施設使用許可申請書 2. 火葬許可証 3. 使用料金
- ②「火葬許可証」は、火葬終了後に火葬済証明をしてから返却します。
- ③施設の**使用許可申請は**、通夜及び告別式で葬祭場を使用するときは、遅くとも通夜当日の**午後5時まで**に、告別式のみで葬祭場を使用するときは、当日午前9時までに済ませてください。
- ④通夜及び告別式で葬祭場を使用するときは、速やかに**「葬祭場等使用打合せ記録」**を調整し、FAX送信してください。
- ⑤生花、盛籠等の注文はお受けしません。問合せに対しては、葬家が依頼した葬祭業者を紹介しします。
- ⑥**弔電は**、葬祭場利用の**葬家宛と確認できるもの**に限ってお預かりします。

## 4. 一般事項について

- ①宮型霊柩車は、入場できません。また、霊柩車入場時のクラクションは、鳴らさないでください。
- ②花輪の設置は、禁止しています。式場内には、生花・盛籠等は設置できます。
- ③敷地内及び施設内での火気使用は、禁止しています。
- ④建物内は、全面禁煙です。喫煙は、所定の屋外喫煙所を利用してください。
- ⑤棺の移動については、遺族関係者4～6名様でお願いします。

(棺台車により、霊柩車、式場及び霊安室の間、並びに火葬炉へ移動するとき)

- ⑥通夜、告別式等の片づけが終了したときは、事務所へお知らせください。
- ⑦葬祭場の生花、盛籠等の設置や待合室等の利用で発生した**ゴミ等は、利用者が処理し、持ち帰ってください。**
- ⑧施設内で使用した器具、備品等は、元の場所に戻してください。
- ⑨器具、備品等を破損、汚損等して損害を与えたときは、加害者に賠償していただきます。
- ⑩使用者が特別な事情等により備品等を持ち込んで使用したいときは、事前に事務所へ相談し、指示に従ってください。
- ⑪持込備品等の使用によって苦情等が発生したときは、使用者の責任において対処してください。
- ⑫敷地内(駐車場、建物内の全て)での事故、盗難等には、責任を負いません。
- ⑬当斎場には、宿泊施設はありません。
- ⑭斎場周辺の**案内看板は禁止**しています。
- ⑮当施設では、楽器の演奏等他の利用者への迷惑行為を禁止しています。

## 5. 火葬室について (火葬炉8基)

- ①火葬の点火予約時刻及び件数  
合計 1日16件 (うち2件は、式場火葬枠。 H23. 6. 1改正)  
9時:2件 10時:2件 11時:3件 12時:2件 13時:3件 14時:2件 15時:2件
- ②火葬で利用する場合の遺体は、点火**予約時刻の60分前から15分前までの受入れ**とします。
- ③火葬当日、葬儀式場の出発状況等から、遺体の**到着予定時刻をお知らせください。**
- ④棺は、正面玄関からエントランスホールを通り、焼香室でのお別れ、火葬炉へと進んでもらいます。
- ⑤受入れ時間に遅れた場合は、他葬家の火葬進行状況等により、焼香等を省き、速やかに火葬炉へ納めさせていただきます。

## 6. 待合室について (洋室40名:4室、和室40名:3室、和洋室36名:3室)

- ①使用時間は、2時間以内(準備及び後片付けを含む。)です。ただし、式場利用時の使用時間については、式場と同じ3時間以内(準備及び後片付けを含む。)とします。
- ②葬祭場の利用者には、優先して、洋室2室までを割り当てるものとします。ただし、希望により、和室も利用できます。また、通夜にあつては、部屋数を増やして利用することができます。
- ③通夜、告別式に使用する待合室は、2日間とも、同じ部屋をご利用いただけます。
- ④告別式及び火葬、忌中払いの待合室は、同じ部屋数でご利用いただけます。
- ⑤火葬のみの利用者には、原則、和室1室の待合をご用意いたします。
- ⑥利用者の希望により、待合室の空き状況等から支障がないと認めるときは、和洋、部屋数等の調整をすることができます。事前にお申し出ください。
- ⑦空調機運転スイッチ、室内温度調整器、換気扇スイッチは、入口の右又は左の壁面にあります。室内の温度調整は、空調機運転スイッチを入れ、室内温度調整器下部のダイヤルを回してください。
- ⑧各待合室に、ポット、お湯、茶器等を用意しておきます。  
なお、使用した茶器は、お盆にのせてワゴンのところへ置いてください。
- ⑨茶葉は、利用者が用意してください。(売店でも販売しています。)

## 7. 葬祭場について (大式場:常設116席、最大150席)(小式場:常設60席、最大60席)

- ①葬祭場は、メモリアルトネで火葬を行う(行った)場合に利用することができます。
- ②葬祭場の使用時間は、**3時間(準備及び片付けを含む。)**以内です。  
通夜は、17:00~20:00 又は 18:00~21:00  
葬儀・告別は、9:00~12:00で12時火葬 又は 10:00~13:00で13時火葬  
(H21. 4. 1改正。 後火葬を導入)
- ③通夜の準備は、午後3時30分から式場に入れます。告別式だけで使用するときには、当日午前8時30分以降の準備となりますが、前日の準備を希望する場合は、通夜使用扱いで準備ができます。

ただし、通夜分の使用料を負担していただきます。

- ④通夜の準備で、花祭壇または大量の生花飾り付け等のために早く始めたいときは、「葬祭場早期使用願い」を提出し、許可を受けることで、午後3時から式場を利用することができます。
- ⑤通夜の日は、**使用終了時刻の30分前までに**、待合室も含めて片付け、**退館**するようにしてください。  
(準備から片付けまでを貸出時間としているが、実際には3時間以上の利用となっているため)
- ⑥式場利用の葬儀・告別後の火葬は、点火時刻12時の場合は11時30分、13時の場合は12時30分を目安に、式場を出棺できるよう告別式を進行してください。
- ⑦葬祭場には、祭壇、焼香台、音響設備等を備えています。自由にお使いください。
- ⑧祭壇の輿は、そのままお使い下さい。また、写真台、盛台、灯籠、六灯立等が不要のときは、事前に申し出てください。担当者が対応いたします。
- ⑨花祭壇等の準備で祭壇の上物を移動させるときは、汚れ防止用に軍手等を使用してください。また、祭壇の養生は、確実に行ってください。
- ⑩生花、盛籠及び返礼品等の搬出入は、葬祭業者が責任を持って行ってください。
- ⑪生花の飾り付け及び盛籠等の設置は、祭壇の左右及び両壁側を利用してください。
- ⑫式場内での水の使用は、原則できません。ただし、生花用花瓶を使う場合のみ、認めています。
- ⑬葬祭場の片付けは、使用終了後、速やかに行ってください。なお、隣接の式場が使用中の場合は、式の妨げにならないよう配慮し、静かに行ってください。また、引き続き通夜として式場を使用する時もすべて撤収してください。
- ⑭生花等を搬入した業者が引取りに来ない場合は、葬儀施行の葬祭業者に引取りをお願いします。
- ⑮使用した香炉(住職用、参列者用)は、きちんと清掃してください。清掃用具は、各式場の遺族控室にあります。
- ⑯式場利用時には、**燃料「光栄用カセット」**をご持参ください。

## 8. 葬祭場玄関・共用通路等について

- ①葬祭場玄関前の葬儀・告別式の案内板は、自立式とし、使用者側で用意してください。(案内板の高さは、2.9m以内で準備してください。)
- ②葬祭場玄関周辺の華やかな飾り付けはできません。(自立式案内板の脚部を隠す程度は可)
- ③共用通路は、受付台の設置や返礼品等を置くことで、通行の妨げとにならないようにしてください。
- ④敷設された敷石 4枚分は、隣の式場のための通路として開けてください。
- ⑤資材や生花等の**搬入作業が終わった車両は、北側駐車場**に移動し、駐車してください。(正面玄関付近や通路上への駐車は、しないでください。)

## 9. 霊安室について (2遺体収容可)

- ①葬祭場を利用するとき、通夜日から翌日の告別式まで霊安室を使用できます。保冷庫は、2基です。(霊安室に空きがある場合は、翌日の火葬まで使用することができます。)

## 10. 売店・ラウンジ・着替え室・授乳室・コインロッカー・車いすについて

- ①売店では、飲食物の販売、仕出し等を行っています。  
《売店》 (有)メモリアルトネサービス TEL 0480(65)8955
- ②ラウンジ、着替え室、授乳室は、どなたでも、自由に、無料で利用できます。
- ③ラウンジは、4人掛けテーブルで、24席分を用意しています。
- ④着替え室には、姿見、ハンガー等が備えてあります。
- ⑤授乳室には、授乳用の椅子や脇机、オムツ替えベッドを備え、幼児用おもちゃ等もあります。
- ⑥コインロッカー(100円のリターン式)は、自由に利用できます。  
(大きさ:たて400mm×横400mm×奥行480mm、16個)
- ⑦車いすは、無料で利用できます。

## 11. 駐車場について (乗用車150台、マイクロバス5台)

- ①大規模な葬儀等で不足や混雑が予想される場合は、誘導員の配置や臨時駐車場の確保、送迎や乗り合い等を検討し、適切な対応をお願いします。
- ②夜間は無人警備のため、車を留め置く場合は、その旨お知らせください。

## 12. 玄関前の遺体受入について

- ①連絡を受けた遺体到着予定時刻に合わせ、火葬業務担当者が玄関で出迎えます。
- ②霊柩車到着後、遺族関係者4～6名様で、棺を棺台車へ移動していただきます。
- ③その後の焼香室、火葬炉への移動案内は、火葬業務担当者が先導します。

## 13. 棺(遺体)について (受入れ制限:重さ150kgまで)

- ①棺の大きさは、幅655mm×高さ515mm×奥行き2,100mm以内とします。
- ②棺(遺体)の重さは、棺台車の重量制限である150kgまでとします。これを超える場合には、受入れできません。
- ③副葬品は、入れないでください。特に、燃えない物、燃えにくい物は、火葬に支障をきたすだけでなく、焼骨にも影響を及ぼします。  
ガラス、陶器、金物、石製品、本、ビニール、プラスチック、発泡スチロール、毛布、布団、果物等水分の多いもの、眼鏡、指輪等アクセサリー類、釣竿、貨幣 等。
- ④保冷剤(ドライアイス等)は、出棺前に取り除いてください。
- ⑤遺体にペースメーカーがあるときは、事前に申し出てください。(火葬時に、破裂して危険なため)

## 14. 焼香室について

- ①花瓶 1対を用意しています。ご利用になるときは、生花2束を用意してください。
- ②焼香は、斎場で用意している抹香を使ってください。
- ③焼香室での花入れ、お別れがある時は、早めに到着してください。
- ④神式、キリストの時は早めに到着をお願いします。

## 15. 炉前ホール

- ①炉前では、1葬家ずつの受入れとしています。他葬家と重なるようであれば、焼香室でお待ちいただく場合があります。
- ②火葬後の焼骨の確認は、2～3名の遺族でお願いします。

## 16. 収骨室

- ①収骨をしない、或いはいらぬなど、収骨の内容や仕方等に特別の事情がある場合は、事前にお知らせください。
- ②骨壺に納めるものがある場合は、収骨前に出してください。

広域利根斎場組合

加須市川口四丁目 3番地 5

☎ 0480-65-8234

http;[www.memorial-tone@giga.ocn.ne.jp](mailto:www.memorial-tone@giga.ocn.ne.jp)